

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年8月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500054号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500024号

第1 結論

請求者のA社における令和4年8月5日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

令和4年8月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年8月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和4年8月5日

請求期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間の賞与に係る給与明細表及び預金通帳の写しにより、請求者は請求期間において賞与10万円の支払を受け、当該賞与に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたと確認できることから、標準賞与額を10万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和4年8月5日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出していない上、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500055号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500025号

第1 結論

請求者のA社における令和4年8月5日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

令和4年8月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年8月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和4年8月5日

請求期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間の賞与に係る給与明細表及び預金通帳の写しにより、請求者は請求期間において賞与25万円の支払を受け、当該賞与に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたと確認できることから、標準賞与額を25万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和4年8月5日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出していない上、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500077号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500023号

第1 結論

請求期間①から⑱までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年7月
② 平成20年12月
③ 平成21年7月
④ 平成21年12月
⑤ 平成22年7月
⑥ 平成22年12月
⑦ 平成23年7月
⑧ 平成23年12月
⑨ 平成24年7月
⑩ 平成24年12月
⑪ 平成25年7月
⑫ 平成25年12月
⑬ 平成26年7月
⑭ 平成26年12月
⑮ 平成27年7月
⑯ 平成27年12月
⑰ 平成28年7月
⑱ 平成28年12月

請求期間当時、A社に勤務しており、賞与については7月と12月に支給され、厚生年金保険料が控除されていた。年金記録を確認したところ、請求期間①から⑱までの賞与の記録がない。賞与や給与は現金手渡しで、当時の賞与明細書はないが、調査の上、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において賞与が支給されていた旨主張しているところ、請求者と同時期に勤務していた同僚も毎年7月と12月に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていた旨回答している。

しかしながら、A社の事業主は、給与計算や社会保険事務を行っていた当時の事業主は既に亡くなっており、当時の資料もないため、請求期間に係る賞与支給の有無及び当該賞与からの厚生年金保険料控除について不明である旨回答及び陳述している。

また、請求期間において請求者の住所地であったB市及びC市は、当該期間の課税資料は保存していないため提出できない旨陳述している上、A社で厚生年金保険被保険者資格が確認できる複数の同僚に照会したが、当該期間に係る賞与明細書等は得られず、賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができなかった。

このほか、請求者は賞与明細書及び源泉徴収票は保管していないとしており、全ての請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑱までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。